

主な話題

- p 02 生活を支えるための支援
p 07 こんにちは！ 村立東海病院です
p 08 情報ガイド

日本にお住まいの、全ての方へ。お一人につき

10万円の特別定額給付金

郵送申請方式による申請書類の送付が始まりました！

【問い合わせ】福祉総務課地域福祉推進担当(☎219-8150 内線1601)

受付期間 / 5月25日(月)から8月25日(火)まで

特別定額
給付金について

対象

令和2年4月27日現在で、住民基本台帳に記載されている方

給付額

10万円/人

受給権者

住民基本台帳に記載されている方が属する世帯の世帯主

村では、5月から「特別定額給付金」のオンラインおよびダウンロード方式での受け付けを行っています。これに加え、5月25日(月)ごろから順次、受給権者(世帯主)宛てに申請書類を郵送し、郵送申請方式での受け付けを開始します。お手元に申請書類が届きましたら、記載内容を確認の上、必要事項(申請日・氏名・振込先口座)を記入・押印し、同封の返信用封筒で村へ返送してください。

郵送申請方式の流れ

- STEP 1** ▶▷ 申請書に必要事項を記入する。
※必要事項のほとんどは、住民基本台帳の情報を基にすでに印字されています。
▽申請日▽氏名▽振込先口座——を忘れずにご記入ください。
- STEP 2** ▶▷ 本人確認書類(運転免許証や健康保険証の写しなど)と振込先口座の確認書類(キャッシュカードや通帳の写し)を用意する。
- STEP 3** ▶▷ 申請書(裏面に本人確認書類と振込先口座の確認書類を貼付)を返信用封筒に入れ、村へ返送する。

※すでにオンラインまたはダウンロード方式で申請を行った方に申請書類が届いた場合、返送は不要です。
※給付については村で一元管理していますので、2回交付されることはありません。

給付金の詐欺に注意！！

絶対に教えない！ 渡さない！ ⚠️ 暗証番号/口座番号/通帳/キャッシュカード/マイナンバー